2023年（令和５年）
10/25
No. 1282

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所　一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

事故多発期を迎え指導強化

交差点での安全確認徹底を

東京都トラック協会（浅井隆会長）は例年10月以降、年末にかけて交通事故が増加し、事故多発期に当たることから、全会員事業者に対して、改めて事故防止の徹底に万全を期すよう呼びかけている。今年の会員第一当事者の死亡事故件数は、大幅な増加となった前年より減少しているものの、全国的には事業用貨物自動車第一当の死亡事故件数が前年より大幅に増加している。このため、今後、輸送繁忙期を迎え、事故リスクが高まる時期であることから、ドライバーに改めて注意喚起するとともに、安全運転指導を強化・徹底するよう求めている。

会員一当の死亡事故 今年累計2件に抑止

東ト協

東ト協が全会員に発出している「トラック事故速報」（警視庁交通部の協力により発出）の集計によると、過去10年間の都内における会員関与の死亡事故件数の推移、および今年の事故概要などは、下表の通り。

今年の都内における事業用貨物自動車関与の死亡事故件数（10月18日時点）は17件で、前年同期（15件）より2件多いが、このうち会員関与（第二当事者関与を含む）は3件で前年同期（7件）より4件少なく、半分以下に減っている。なかでも、会員一当関与の死亡事故件数は2件にとどまっており、前年同期（6件）より4件少なく、3分の1に減っている。

会員一当関与の死亡事故の推移をみると、令和2年はコロナ禍の中ながら、5件と前年より大幅に増加したが、翌3年は1件に抑止し、過去最少（「トラック事故速報」による集計開始以来）の水準となった。しかし、昨年は7件と再び大幅に増加し、東ト協では運輸安全委員長名（森本勝也副会長）で事故防止の要請を発出するなど、事故抑止に努めた。

今年も、年明け1月に1件目の会員一当関与の死亡事故が発生したことから、運輸安全委員長名で要請を発出し、改めて事故防止への取り組みを求めている。その後9か月間、会員一当関与のものは起きていなかったが、10月に2件目が発生したことから、再度、注意喚起していく方針。

また、会員関与事故の発生場所をみると、3件すべてが交差点で起きていることから、特に交差点通行時における安全確認の徹底を求めていくことにしている。

都内では、東ト協会員一当関与の死亡事故は減少しているが、警察庁の「交通事故統計」によると、全国の事業用貨物車一当関与の死亡事故件数は、9月末累計で143件と前年同期より約2割多い状況にある。特に大型車の事故が多い上、中型車が大幅に増えている（関連記事6面）。

東ト協は、こうした事故発生状況とあわせ、ドライバー不足で労働負担が増している実情などを踏まえ、できるだけ事故抑止を図るため、「トラック事故速報」などで継続して注意喚起するとともに、点呼時などに安全運転指導をさらに徹底するよう呼びかけていくことにしている。

都内の事業用貨物車関与の死亡事故　※令和４年カッコ内と５年は10月18日現在

	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
総件数	37	35	26	19	18	15	23	16	22（15）	17
うち会員関与のもの	12	10	10	8	2	3	9	5	9（7）	3
会員関与のうち第一当事者のもの	7	7	6	3	1	1	5	1	7（6）	2

今年の会員関与死亡事故　☆印は会員一当

発生日・場所	車種	状　況
☆ 1月10日 江戸川区内交差点	準中型	事業用準中型貨物車が信号機の無い交差点において交差する一方通行道路を横断した際、左方から右方へ進行してきた自転車と衝突
5月8日 練馬区内交差点	普通	事業用普通貨物車が交差点を青色信号で直進進行中、横断歩道を赤信号で進行してきた自転車と衝突
☆ 10月13日 台東区内交差点	大型	事業用大型貨物車が第２車線を直進進行中、同方向に併走中の原動機付自転車と衝突

紙面あんない

国交省、車輪脱落事故で行政処分　７
東ト協、労務厚生委員会を開催　６
東ト協、免許取得助成要綱を改正　５
関運局、自動車運転者局長表彰式　４
東ト協連、第39回運賃動向調査　２

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R80

東京都代表 伊藤さん（西濃運輸）

内閣総理大臣賞受賞

全国ドラコン 第55回

全日本トラック協会主催の令和5年度・第55回「全国トラックドライバー・コンテスト」で、東京都代表選手（4㌧部門出場）の伊藤圭将さん（西濃運輸深川支店）が内閣総理大臣賞（総合優勝）を受賞し、プロトラックドライバー日本一の栄冠に輝いた。

全国ドラコンの表彰式が10月23日、都内のホテルで行われ、国土交通省の鶴田浩久物流・自動車局長から伊藤さんに、総理大臣賞が授与された。東京都代表選手の総合優勝は第45回大会以来、10年ぶり。

今大会には全国から139人（うち女性22人）が出場。10月21・22日、茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センター安全運転中央研修所で学科・実科競技が行われ、競技の結果、東京都代表の伊藤さんが各部門を通じて最高得点979点を挙げ、総合優勝した。また、東京都代表選手では浦部雄大さん（NXキャッシュ・ロジスティクス東日本支店田町センター）が11㌧部門第3位に入賞した。

表彰式後の記者会見で、伊藤さんは大会に出場して「全国のドライバーのレベルの高さを実感した。今後の運転に生かしていきたい」と述べた（詳細は次号に掲載）。

プロドライバー 日本一の栄冠に

国交省 「トラックGメン」発足後

働きかけ件数4倍強に増加

国土交通省は、「トラックGメン」による荷主企業・元請事業者に対する監視活動を強化しており、貨物自動車運送事業法に基づいて行った「働きかけ」件数は、発足後2か月余で令和4年度の年間件数の4倍強と大幅に増加している。

「トラックGメン」は今年7月、トラック運送事業における適正な取引を疎外する疑いのある荷主・元請事業者への監視を強化するため、全国162人体制で発足した。

これに伴い、荷主などの違反原因行為（荷主都合による恒常的な長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据え置きなど）の解消に向けて、トラック運送事業者への積極的な情報収集を行うとともに、悪質な荷主などに対し、事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施している。

Gメン発足後2か月余（7月21日～9月29日）で、「働きかけ」件数は120件に上り、4年度実績（年間26件）の4倍強になる。また、「要請」も5件行っている。なお、今年度のGメン以外による「働きかけ」は7件、「要請」は1件だった。

10月からは、国交省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめ、関係行政の地方実施機関（経済産業局・農政局・労働局）が連携し、荷主企業に対して合同のヒアリングを行っている。

国交省では現在、全トラック運送事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施しているが、これを「トラックGメン」が収集した情報や調査結果などと照らし合わせ、11～12月を「集中監視月間」と位置付けて対応を強化する。

これにより悪質な荷主企業に対し、その状況に応じて事業法に基づく「働きかけ」や「要請」、「勧告・公表」といった措置を講じていく方針。

一方、厚労省は昨年12月、各都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、「荷主特別対策担当官」を中心に長時間の荷待ちなどを発生させないよう働きかけを行っている。

国交省の「トラックGメン」発足に伴い、長時間の荷待ちなどに関する発・着荷主情報を国交省に提供するとともに、「トラックGメン」による「働きかけ」に厚労省の「荷主特別対策担当官」も参加するなど、国交省との連携をさらに強化し、これにより、トラック運転者の労働条件改善や取引環境の適正化に取り組む方針。

合同で荷主ヒアリング「集中監視月間」実施

東京都 5年度 燃料費高騰緊急対策事業支援金

電子申請の受付開始

東京都都市整備局は10月17日から、「運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」の専用ポータルサイトを開設し、電子申請の受付を開始した。

引き続き、郵送による申請も受け付けているが、郵送申請の場合は、書類の確認などに時間を要する場合があることから、都では電子申請によることをお願いしている（なお、郵送申請の送付先が開始時とは変更となっていることから、注意が必要）。

支援金の申請期間は12月28日まで。

支援金として、都内ナンバーの事業用車両（緑ナンバーや黒ナンバー）に対し、1台当たり定額（緑ナンバー2万3000円、黒ナンバー8000円）を交付する。

詳細は、専用ポータルサイトを参照（東京都トラック協会ホームページからもアクセス可能／電子申請マニュアルをダウンロード可能）。

▽問い合わせ先＝東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金コールセンター（☎03・4330・0701）受付時間／午前9時～午後6時まで（土曜日、日曜日・祝日を除く）

4年度交付の場合も 再度、申請が可能

車輪脱落事故防止へ対策強化

国交省　車両使用停止の行政処分対象に

国土交通省は10月1日から、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」と、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（通達）などの一部改正を施行し、これにより大型車の車輪脱落事故を行政処分の対象に追加した。

大型車の車輪脱落事故が依然として多発していることから、その防止に向けて対策を強化したもので、具体的には「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故」を起こした場合を、行政処分の対象に追加した。

なお、車両総重量8ｔ以上の大型車が対象で、事業者による関与がない場合などを除く。

処分内容は、初違反で事故を起こした場合（再違反）は車両停止40日車の処分となる。

あわせて、「整備管理者制度の運用について」の一部改正により、大型車の車輪脱落事故を3年以内に再発した場合などを、整備管理者の解任命令の対象に追加した。解任された者は2年間、資格要件がなくなり、整備管理者を選任していない違反営業所などの場合、30日間の事業停止処分が科される。

この行政処分を受けた日から3年以内に同じ違反を行った場合には、事業許可の取り消し処分となる。

さらに、通達改正により、整備管理者の業務や役割を明記。大型車の保有者はタイヤ脱着作業や増し締めなどの保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表などを用いて適切に実施することや、整備工場などに実施させることが求められる。また、タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定める必要がある。

国交省は、こうした行政処分の強化とあわせ、先に大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を策定し、これに基づき脱落事故の発生が多い10月から来年2月にかけて脱落事故防止キャンペーンを実施しており、防止対策の徹底を呼びかけている。

労基法施行規則など改正

厚労省　労働条件の明示事項追加

6年4月施行

厚生労働省は令和6年4月1日から、「労働基準法施行規則」（省令）と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（告示）の一部改正を施行し、労働条件の明示事項などを変更する。

労働契約や更新に際して、明示事項などが新たに追加されるもの。すべての労働者（有期契約労働者を含む）に対しては、労働契約締結や有期労働契約更新のタイミングに、雇入れ直後の就業場所・業務内容に加え、就業場所・業務の「変更の範囲」を明示しなければならない。

また、有期労働契約の労働者に対しては、その契約締結や更新のタイミングごとに更新の上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無とその内容を明示しなければならない。更新上限を新設・短縮する場合は、その理由をあらかじめ説明する必要がある。

加えて、「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の更新のタイミングで、労基法第15条に基づく労働条件の明示に加え、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）と、無期転換後の労働条件を明示しなければならない。

今回の省令・告示などの改正に伴い、無期転換ルール・労働契約関係の明確化などの具体的取り扱いに関して、このほど労働基準局長通達を発出した。

詳細は厚労省ホームページを参照。

3年以内に再違反で整備管理者解任命令

重量違反取り締まり 47台に対し行政指導

大型車通行適正化へ関東地域連絡協議会

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」は10月2～6日の5日間、重量違反車両などの取り締まり強化期間を実施し、全引き込み台数219台のうち、延べ47台の違反車両を確認し行政指導を行った。

1都6県の高速道路など41か所で、延べ60回の取り締まりを実施したもの。その結果、道路法に基づく特殊車両の取り締まりでは43台の違反車両を確認。34台に措置命令、9台に指導警告を発令した。また、道路運送車両法に基づく不正改造の取り締まりでは、4台に整備命令を発令した。

同協議会では、重量超過車両の走行による道路へのダメージ軽減や重大事故の抑止を図るため、強化期間を設定し集中的な取り締まりを行ったもの。

国交省「ホワイト物流」推進運動セミナー

来年3月にかけてオンラインで開催

国土交通省は10月から来年3月にかけて、「『ホワイト物流』推進運動セミナー」を全6回開催する。同運動のさらなる推進を図るため実施するもので、オンラインにより開催する。

第1回セミナーは既に10月19日に実施し、これを皮切りに第2回は11月9日、第3回は12月7日、第4回は来年1月26日、第5回は同2月15日、第6回は同3月7日にそれぞれ開催する。時間は各回とも午後1～3時55分。

オンラインセミナーのため、どこからでも受講可能。受講は事前申込制で、参加費は無料。申し込み方法は同セミナーの「参加申し込みフォーム」によりオンラインで行う。

セミナーでは、各回共通の内容として、①「ホワイト物流」推進運動の紹介（動画）、②「我が国の物流の革新に向けた取組みの動向」（国交省物流・自動車局貨物流通事業課）、③「改善基準告示の改正と発注者等への要請」／時間外上限規制、改善基準告示改正のポイントと監督署が行う発注者等への要請、各種支援策の紹介（厚生労働省）。このほか、「ホワイト物流」推進に取り組む荷主企業や物流事業者による講演が行われ、それぞれ自社の働き方改革に向けた取り組みなどについて紹介する。

詳細は、「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトを参照。

大型車の休憩機会確保へ

NEXCO3社　短時間限定駐車マス試行

東日本・中日本・西日本各高速道路（NEXCO3社）は今秋から、大型車駐車マスの一部を60分以内の駐車とする「短時間限定駐車マス」として整備・運用する実証実験を順次実施する。

高速のSA・PAにおける利便向上の取り組みとして、大型車の駐車マスの拡充に加え、大型車ドライバーのより確実な休憩機会の確保を目的として、11か所の休憩施設で短時間限定の駐車マスを整備・運用するもの。

具体的には、NEXCO東日本では東北道の蓮田SA（上り）・上河内SA（上り）・安達太良SA（下り）・国見SA（下り）、NEXCO中日本では東名の足柄SA（上り）、NEXCO西日本では山陽道の福山SA（下り）・吉備SA（上り）・龍野西SA（上り下り）、九州道の古賀SA（下り）、中国道の美東SA（下り）のほか、混雑状況に応じて試行箇所などを拡大する。

この実証実験により、長時間駐車の車両により、駐車できずにSA・PAを出ていく大型車が多い休憩施設に、短時間限定駐車マスを整備・運用し、休憩機会の変化や周辺休憩施設を含めた混雑状況、効果的な整備位置などを検証する。

点呼などの記録・保存解釈・運用通達を改正

国交省

国土交通省物流・自動車局は、10月10日付で「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（通達）を一部改正した。

点呼の実施などに関する記録・保存について、従来の「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、「書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない」ことに改めた。なお、従来は書面に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるとしていた。

メリット1 高めの金利設定 ※当金庫内比較
メリット2 固定金利の半年複利
メリット3 選べる期間 1年・2年・3年
個人のお客さま向けの 定期預金 マイハーベスト
■お問合せ・資料のご請求は
テレホンバンキングセンター（平日9:00～17:00、銀行休業日を除く）
0120-299-233
■詳しくはホームページで 商工中金 マイハーベスト 検索
人を思う。未来を思う。
商工中金
本店営業部　神田支店　〒104-0028 中央区八重洲2-10-17　TEL：03(3246)9080
副都心営業部（新宿支店・渋谷支店）　〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3　TEL：03(3340)1551
東京支店　〒105-0012 港区芝大門2-12-18　TEL：03(3437)1231
池袋支店　〒171-0022 豊島区南池袋1-21-10　TEL：03(3988)6311
押上支店　〒130-0002 墨田区業平3-10-8　TEL：03(3624)1161
上野支店　〒110-0005 台東区上野1-10-12　TEL：03(3834)0111
深川支店　〒135-0042 江東区木場5-11-17　TEL：03(3642)7131
大森支店　〒143-0016 大田区大森北1-1-10　TEL：03(3763)1251
八王子支店　〒192-0081 八王子市横山町2-5　TEL：042(646)3131

運輸点描

政府は10月6日、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を開き、「物流革新緊急パッケージ」を策定した。6月にまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」の中から、緊急的に取り組むべき対策をより具体化したもの。これらを「10月中にまとめる予定の経済対策に盛り込み、速やかに実行に移していく」（岸田文雄内閣総理大臣）方針。今後、経済対策を実施する上で原資となる令和5年度補正予算に反映させる見通しだ。

物流革新に向けて政府が緊急パッケージ策定

「標準的な運賃」に荷待ち反映

稼げるようにすることが大事

6月にまとめた政策パッケージには、具体的な施策として24項目が挙げられていた。今回の緊急パッケージは、内容が多少変化しているものの、そのうち13項目がピックアップされた。内訳は「物流効率化」が8項目、「荷主・消費者の行動変容」が2項目、「商慣行の見直し」が3項目だ。

物流DX（デジタルトランスフォーメーション）推進やモーダルシフトなどの物流効率化は、補正予算絡みのものが多く、荷主・消費者の行動変容は宅配の再配達率半減に向けた実証事業や広報の強化を内容としたもので、一般のトラック運送事業者に最も深く関係するのは商慣行の見直しだろう。具体的には「トラックGメンによる監視体制強化」「標準的な運賃の引き上げ」、さらに荷待ち時間削減などの取り組みを義務付ける「法制化」である。

トラックGメンは現在、運送事業者から情報を収集しており、10月に地方運輸局や運輸支局だけでなく、厚生労働省が都道府県労働局に設置した荷主特別対策チームともタッグを組んで、荷主に対してもヒアリングを行う。そこで得られた情報をもとに、11～12月を「集中監視月間」と位置付け、悪質な荷主に対して「働きかけ」「要請」「勧告・公表」を行う。

「標準的な運賃」の引き上げは、現下の燃料価格を反映させた運賃にすること、および荷待ちや荷役の対価を収受しやすくすることが内容。国土交通省は、平成29年11月に「標準貨物自動車運送約款」を改正し、荷主都合による荷待ち時間を「待機時間料」と規定するとともに、附帯業務の内容に棚入れやラベル貼りを追加した。

今回、これらの具体的な対価を示す。8月に設置した「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」が10月中にも提言素案などをまとめるが、これらを参考として年内に料金表（タリフ）を提示する予定。

法制化は、大手荷主・大手物流事業者（元請）による物流効率化計画の作成、大手荷主による物流経営責任者の選任、下請状況を明らかにするための実運送体制管理簿の作成や、契約時の電子書面交付を元請に義務付ける内容。次期通常国会に法案を提出する方針。

「大手」と限定しているのが気になるが、規制対象範囲を省エネ法による特定荷主（年間3000万トンキロ以上の貨物を委託する荷主約800社）や、特定貨物輸送事業者（車両保有台数が300台以上の約360社）よりどれだけ広げられるかが注目される。

緊急パッケージに対しては、様々な評価がなされている。特に、物流DX推進は無人搬送車（AGV）や自動フォークリフト、ピッキングロボット、燃料価格高騰を踏まえた物流GX推進における車両のEV化など、いずれも高価なものであり、活用できるのは大手だけとなる懸念もある。

しかし、「2024年問題」解決のため、政府が率先して物流対策に本腰を入れる姿勢を示したのはこれまでなかったことで、この機を逃してはならないという気持ちを持つことが大事だろう。

「2024年問題」は、2024年が始まりであり、これから労働力はどんどん不足していく。そのためには、荷待ち時間を極力減らし、その分ドライバーが稼げるようにし、賃金を上げていくことが最優先であることは言をまたない。

（ライター　澤田誠）

環境省など

運輸部門の脱炭素化へ

トラック電動化に補助

環境省は、国土交通省・経済産業省との連携事業として、令和5年度「商用車の電動化促進事業」（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金）を実施している。

これに伴い、環境優良車普及機構（LEVO）はトラック電動化促進事業の執行団体として、6年1月31日まで補助申請の受付を行っている。

政府が掲げる「2050年カーボンニュートラル」達成に向けて、2030年度目標を実現し、運輸部門全体の脱炭素化を進めるため、トラックの電動化を集中的に支援するもの。

補助予算額は約126億円。10月10日時点の申請台数は2678台、補助金申請額は約93・3億円で、補助金残額は約32・7億円。これに伴い、改めて活用を呼びかけている。

補助対象事業者は貨物自動車運送事業者やリース事業者など。ただし、非化石エネルギー自動車の割合を増やす導入計画を提出する必要がある。

補助対象車両は、環境省の事前登録を受けた電気自動車（BEV）・プラグインハイブリッド（PHEV）・燃料電池自動車（FCV）のトラック（8月現在で9社24車種登録）。

補助率はBEVが標準車価格との差額の3分の2、PHEVが同2分の1、FCVが同4分の3。

詳細は、LEVOホームページを参照。

▽申請・問い合わせ先＝LEVO補助事業執行部商用車の電動化促進事業〈トラック〉（☎03・5944・0883）

LEVO申請受付　6年1月31日まで

中企庁　公取委

下請取引適正化へ

11月に「推進月間」

中小企業庁と公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として、下請代金支払遅延等防止法（下請法）などの普及・啓発事業を集中的に実施している。

下請法の的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく振興基準の遵守など、下請取引の適正化に向けて実施しているもの。

令和5年度の推進月間の標語は「『見直そう』その一言で　救われる」。

普及・啓発事業としては、中企庁・公取委の連携事業としてオンラインによる「適正取引講習会」（テキトリ講習会）を実施。受注側企業の経営者・担当者を対象とした価格交渉サポートや、発注側企業の調達担当者なども対象とした下請法の遵守に向けて、実際の取引事例や違反事例を中心に解説する。

さらに、公取委では「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」（フリーダイヤル☎0120・060・110）を開設し、中小企業などから下請法に関する各種相談に対応する。

中小企業庁と公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として、下請代金支払遅延等防止法（下請法）などの普及・啓発事業を集中的に実施している。

下請法の的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（下請振興法）に基づく振興基準の遵守など、下請取引の適正化に向けて実施しているもの。

令和5年度の推進月間の標語は「『見直そう』その一言で　救われる」。

普及・啓発事業としては、中企庁・公取委の連携事業としてオンラインによる「適正取引講習会」（テキトリ講習会）を実施。受注側企業の経営者・担当者を対象とした価格交渉サポートや、発注側企業の調達担当者なども対象とした下請法の遵守に向けて、実際の取引事例や違反事例を中心に解説する。

さらに、公取委では「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」（フリーダイヤル☎0120・060・110）を開設し、中小企業などから下請法に関する各種相談に対応する。

東労局

最賃額1113円発効

対応へ支援措置活用を

東京労働局は、東京都最低賃金（地域別最賃）を時間額1113円に改定し、10月1日から発効させた。これに伴い、都内で事業を営む使用者はこれ以上の賃金を支払わないと、最賃法違反に問われる。

厚生労働省では、最賃や賃金引き上げに向けた環境整備として、業務改善助成金など各種支援措置を講じている。このため東労局では支援措置を活用し、適切に対応するよう呼びかけている。

また、中小企業・小規模事業者を中心として、生産性向上による賃金引き上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間短縮、人手不足の緩和などの対応を支援するため、「東京働き方改革推進支援センター」（☎0120・232・865）を開設。専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナーなどを行っている。

東京都

インボイス対応を支援

中小企業に専門家派遣

東京都と都中小企業振興公社は、インボイス制度開始に伴い、都内の中小企業者や個人事業主などの対応を支援するため、専門家派遣事業を実施している。

「インボイス制度開始に伴う経営課題解決に向けた専門家派遣事業」を実施し、中小企業診断士などの専門家が対応についてアドバイスするもの。

これに伴い、令和6年1月31日まで派遣申し込みの受付を行っている。

対象企業は、都内に主たる事業所がある中小企業者などで、都中小公社の「ワンストップ総合相談窓口」で専門家派遣の必要性が認められた事業者。課税事業者への移行に伴う税金分の適切な転嫁など課題についてアドバイスし支援する。

利用料金は無料。派遣回数は最大4回（申し込みは年度内1度）。希望に応じてオンライン対応も可能。

詳細は、都中小企業振興公社ホームページを参照。

全ト協

時間外割増率引き上げ

負担軽減へ管理ソフト

全日本トラック協会はこのほど、「現行法における時間外労働時間の管理ソフト」を作成し、トラック運送事業者に活用を呼びかけている。

労働基準法改正により、今年4月から中小企業に対しても月60時間超の時間外労働割増賃金率50％以上が適用され、従来（25％以上）より大幅に引き上げられた。

これに伴い、事業者による労働時間管理が煩雑化し、管理業務負担が増加していることを踏まえ、管理ソフトを作成したもの。

なお、管理ソフトは全ト協ホームページ（ダウンロード可能）を参照。

矢崎のデジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

YAZAKI　矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社　03-5727-1600（担当・青木）

高島平　03-6906-5960（担当・磯田）

ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp

E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

「2024年問題」の克服へ

労働時間など労務管理徹底を

東ト協 労務厚生委員会

東京都トラック協会労務厚生委員会(大高一義委員長)は10月16日、東ト総合会館で令和5年度第2回委員会(Web併用)を開催し、今年度労務厚生関係事業の中間報告、下半期事業や助成金事業の改訂などについて説明した。

冒頭、大高委員長があいさつし、「我々運送業者にとって、来年度から適用される法改正により『2024年問題』が迫っている。ドライバーの労働時間の管理や就業規則の変更など、一層の労務管理の徹底が求められている」と指摘。

その上で、トラック業界は「他の業界と比較して時間外労働が長く、脳血管疾患・心臓疾患による労災件数や過労死等認定件数が多い。健康起因事故を未然に防止するとともに、現在働いているドライバーの負担を軽減し、明るく希望の持てる業界にするために、会員各社が社員一人ひとりの健康状態を把握し、状況に応じた対策を講じてもらいたい」と求めた。

議事ではまず、今年度事業について中間報告。健康労働促進として健康起因事故の防止、労務管理の推進、福利厚生対策の推進――を柱に各施策を実施した。

健康起因事故の防止に向けては、定期健康診断の集団健診費用や睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査、脳MRI健診などの受診費用の一部補助を行っている。健康起因事故防止に関する各種啓発活動として、SASセミナー(8月)や健康管理セミナー(9月)を開催した。

労務管理の推進では、来年2月に労務講習会を開催するほか、各種関連資料を全会員事業者に配布する。福利厚生対策の推進では電話健康相談、Web・アプリ版「みんなの家庭の医学」などを実施している。

続いて、脳MRI健診助成の要綱改訂(助成対象医療機関の拡大)や、支部健康診断の取扱要領改訂について了承した。

このほか、福利厚生施設として契約していた大江戸温泉物語仙台コロナの湯(宮城県仙台市)について、運営終了(9月18日)に伴う契約終了について報告した。

議事終了後、大高委員長は「2024年問題」への対応に関して言及し、労働環境の改善には「標準的な運賃」の届け出・収受が必要と強調し、未届け出事業者へ届け出を行うよう呼びかけた。

「トラックの日」交通安全教室開催

東ト協 深川支部

トラック内輪差と死角 疑似交差点を設け実演

東ト協深川支部(高取言彦支部長)青年部(毛塚隆介部長)は10月5日、江東区立南陽小学校で、「10月9日『トラックの日』交通安全教室」を開催し、同校1年生5クラス計150人の児童が参加した。交通安全教室は、深川警察署・深川交通安全協会の協力により実施したもの。

同日は、深川警察署交通課安全教育係の近藤隆弘巡査長の安全講話に続き、体育館内に模擬交差点を設定し、①信号機のある交差点でのトラックの死角・内輪差の実演、②信号機のない横断歩道での横断訓練、③見通しの悪い交差点での横断訓練――の参加体験型プログラムを実施した。

支部会員事業者はトラックの死角・内輪差の実演を担当し、段ボール製の疑似トラックを使い、前輪と後輪の軌道に違いがあり、運転席のドライバーには見えない死角部分が多くあることなどについて説明。また、児童の代表による交差点の横断訓練を行い、左右の安全確認だけでなく、ドライバーとのアイコンタクトを取るよう指導した(写真)。

交通安全教室の最後には、支部青年部の毛塚部長が講評を行い、「今日学んだことを下校時にもう一度思い出して、家に帰ったら家の人にもトラックの内輪差や死角のことを教えてあげてほしい」と話した。

なお、参加した児童たちには、深川支部と深川警察署・交通安全協会からノベルティがプレゼントされた。

区民まつりでイベント 「トラックの日」PR

東ト協 足立支部

東ト協足立支部(鳥ノ海学支部長)は10月7・8日、足立区の荒川河川敷で開催された「あだち区民まつりA-Festa 2023」に支部ブースを出展し、「トラックの日」(10月9日)をPRした。

支部ブースでは、「トラックの日」をPRするポスターを貼付したトラックの荷台をステージとして、AED実技講習などのイベントを実施。

2日目の8日には、恒例のトラックタイヤ引きレースを実施。多くの区民が参加し、トラックの大きなタイヤ引きに挑んだ。

支部のイベントには区内3警察署、ALSOK、エヌ・ケイ・クリニックなどが協力。ブースエリアで白バイの乗車体験が行われた。

また、5年ぶりの開催となったフェスタのスタンプラリーのスタンプ設置箇所となったことから、支部ブースには終日多くの区民が訪れた。

経営者セミナー

東ト協 5年度

人材育成などテーマに

東ト協は12月4日、令和5年度経営者セミナーを開催する。時間は午後3時～4時30分、会場は東ト総合会館7階大会議室。参加費は無料。

受講対象は会員の経営者・役員・管理者など。定員は80人。

セミナーでは、「中小企業の人材育成・事業承継について」をテーマに、ダイヤ精機代表取締役・日本郵政社外取締役の諏訪貴子氏が講演する。

申し込みは、東ト協ホームページの「受講申込フォーム」から行う。受付期間は11月30日まで(定員に達し次第、受付終了)。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部教育研修・輸送G(☎03・3359・4137)

12月4日開催

社労士が無料で労務相談 2024年問題対策へ

東ト協

東ト協では労務管理推進対策の一環として、令和5年度「労務相談」を実施している。受付期間は令和6年3月31日まで。

業界では、6年4月から自動車運転業務に対する時間外労働の罰則付き上限規制(年960時間)が適用されるなど、働き方改革への対応が求められている。

このため、東ト協では労務相談員2氏(社会保険労務士)と契約し、給与体系や就業規則の見直し、労働時間管理など、労務管理にかかわる相談や、労使間トラブルをはじめ各種問題の相談に応じている。

相談費用は無料(東ト協が負担)。なお、就業規則の作成など相談以外の費用は、依頼者の負担。

相談は事前予約制。申し込みは東ト協ホームページ掲載「令和5年度労務相談申込みについて」の「申込フォーム(会員専用)」、または申込書をFAX送信する。

申し込みを受けた東ト協業務部が担当の労務相談員に連絡し、相談員が申し込んだ会員に連絡する。この後、相談日時や場所(会員の事業所または指定の場所)などを打ち合わせた上で、個別面談により相談に応じる。電話での相談も可能。

▽問い合わせ・申し込み先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

新会員

【品川支部】

◆株式会社MKトラスト＝大田区平和島3の4の1▽☎03・6423・0651▽一般貨物運送(被けん引車10台、けん引車7台)

協会日誌 【10月1～15日】

2日 フェスタ2023実行プロジェクトワーキンググループ会議

7日 本部集団健診(～8日)

10日 東京運輸支局・街頭検査に協力

11日 引越専門部会引越基本講習▽正副会長会▽青年部正副本部長会▽同関東ブロック大会実行ワーキンググループ会議▽同幹事会

12日 木材専門部会通常総会

13日 食糧専門部会砂糖委員会

日程ボード 【11月1～15日】

7日(火) 10時＝引越専門部会引越管理者講習(東ト総合会館)

8日(水) 11時＝東京都交付金事業実施計画案検討委員会(東ト総合会館)▼12時＝正副会長会(同／Web併用)▼14時＝物流経営士課程開講式(同)▼15時＝同記念講演(同)▼15時＝児童絵画作品コンテスト選考小委員会(同／Web併用)

9日(木) 16時30分＝重量品専門部会経営者研修会(湯本富士屋ホテル)

13日(月) 10時＝東ト協パソコンセミナー(東ト総合会館)(～15日)

14日(火) 13時30分＝陸運事業者のための安全マネジメント研修(東ト総合会館)▼14時＝鉄鋼専門部会健康起因事故防止研修会(同／Web併用)

軽油の価格

購入価格は、購入に関する諸要因(数量・支払条件・地域ほか)により多少の幅があります(消費税込み)。

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

1ℓ当たりの軽油価格 9月分

☆スタンド	平均＝136.7円
☆ローリー	平均＝128.8円
☆元売り発行カード	平均＝133.6円
☆ディーラー発行カード	平均＝135.5円

(東ト協調べ)

お悔やみ 申し上げます

野口 敬高氏(野口六郎運送店代表取締役社長・葛飾支部)10月7日、胃がんのため死去。79歳。告別式は同11日、近親者のみで執り行われた。

東ト協

からだ・メンタルヘルス 電話・Webで健康相談 お気軽にご利用を！ 無料

東京都トラック協会は、会員事業者の従業員などを対象に、メンタルヘルス関係を含めた各種健康相談に応じる「24時間電話健康相談」を行っている。24時間・365日年中無休で、利用は無料。

メンタルヘルス関係の相談には心理専門職が相談に応じる(平日午前9時～午後9時／土曜日午前10時～午後6時)。

◆ 電話相談窓口 ◆

フリーダイヤル 0120-109-371

あわせて、健康情報に関するWebサイト・アプリ「みんなの家庭の医学」(https://kateinoigaku.jp/団体コード＝tora)も利用可能。

東ト協

若年ドライバー 5年度 運転免許取得助成

国などの助成と併用可能に 活用促進へ交付要綱等改正

東京都トラック協会は、全日本トラック協会の取次事業として実施している、令和5年度「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」の交付要綱・交付要領を一部改正し、より活用しやすくした。これまで国などの助成制度の併用を不可としていたが、国・地方自治体またはその他団体などの助成制度を併用することができるようにした。

なお、複数の助成制度などを併用する場合、交付を受ける助成金などの合計が事業者の負担金を上回る場合、同助成事業による助成金交付額は減額となる。

同助成事業は、若年労働者を確保するための方策として、新たに運転者として採用した若年ドライバーの特例教習（年齢19歳以上、普通または準中型免許運転経歴1年以上への資格要件の引き下げに伴う教習）の受講や、準中型免許の取得に係る費用の一部を助成するもの。事業概要は次の通り。

［申請期間］

令和6年2月29日まで（予算額に達し次第、受付終了）。同期間内に助成金申請書を提出したものが対象

［助成対象］

東ト協会員の事業所に在籍するトラック運転者で、①令和4年4月1日以降に採用、②平成元年6月2日以降の生まれ、③令和4年4月1日以降に特例教習を受講修了、または準中型免許を取得し、その費用全額を会員事業者が負担、④申請時に会員事業所に在籍し、運転者として従事（高等学校新卒者などで、入社前の在学中〈令和4年度中〉に取得した場合も対象）――が要件

［助成額］

▽特例教習

受講費用の3分の1／上限10万円

▽準中型免許取得

・新規取得および普通免許取得後に取得／上限4万円

・5㌧限定準中型免許の限定解除／上限2万5000円

※1事業者当たりの助成額の上限は合計で30万円とする

同助成事業は、東ト協が実施している男性・女性ドライバー免許取得助成事業との併用で申請が可能。ただし、東京しごと財団実施の業界別人材確保支援事業との併用不可。

詳細は、東ト協ホームページを参照。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

東ト協

定期健康診断フォローアップセミナー

12月5日開催

東ト協は12月5日、「定期健康診断フォローアップセミナー」をWeb併用（Zoomによる視聴）で開催する。受講料は無料。

時間は午後1時30分～4時、会場は東ト総合会館7階大会議室。

受講対象は経営者や管理者、人事労務担当者など。会場参加の定員は60人、Web参加の定員は400人（先着順／定員になり次第、受付終了）。

セミナーは、長濱産業医事務所合同会社・産業医の長濱さつ絵氏が、「健康診断結果に基づいた従業員の健康管理について」をテーマに講演する。

受講申し込みは、東ト協ホームページ／セミナー情報の開催案内「申込みフォーム」で。受付は12月1日まで。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

東ト協　トト協　東全

過労死等防止対策セミナー

健康起因事故防止に向け 生活習慣の改善が重要に

東ト協は10月19日、東ト総合会館で全日本トラック協会との共催により、令和5年度「過労死等防止対策セミナー～健康起因事故の削減を目指して～」を開催した。

開催に当たり、大高一義副会長（労務厚生委員長）があいさつし「トラック運送事業においては、ドライバーの過労死等削減が緊急かつ重要な課題であり、全ト協では長時間労働対策と健康管理に向けた取り組みを進めている」と説明。

その上で「対策の一つとして健康管理が重要とされており、健康診断の受診漏れがないよう努めるとともに、健診結果のフォローアップによる健康状態の把握が重要だ。取り組みを進めることで、過労死等や健康起因事故の減少に寄与し、業界のさらなる発展と地位の向上につながることを期待したい」と述べた。

セミナーは、講師のSOMPOリスクマネジメントモビリティコンサルティング部・中濱春樹氏が、まず過労死等と健康起因事故の現状や、健康起因事故に対する国の対応動向、生活習慣の改善について解説。

その後、参加者によるグループワーク（小集団による意見交換）が行われ、トラックドライバーの生活習慣の改善方法を考えるため、食事・運動・睡眠・喫煙・飲酒・ストレスの中から健康に悪いと感じる行動や改善のためにできることを検討し、それぞれの意見を発表した。

さらに、個人ワークとして健康チェックシートの使用方法の解説を受け、チェックリストの結果から、それぞれ感じたことや気付いたことを再度グループワークで話し合い、グループの意見を取りまとめた。

最後に、健康管理の取り組み状況や資料集に関する説明を受け、自社における今後の取り組みについて検討していくことを確認した。

東ト協

三組織の合同研修会

千代田・中央・港支部

東ト協千代田支部（田中敏之支部長）・中央支部（澤幡淳支部長）・港支部（坂田生子支部長）は10月18日、千代田区の如水会館で三組織合同研修会を開催し、日本航空代表取締役副社長執行役員の清水新一郎氏が「アフターコロナの課題と展望～求められる航空業界の役割～」をテーマに講演した。

研修会は、千代田支部青年部の平岡聖一郎部長の司会で進行。開催に当たり、3支部三組織を代表して、千代田支部ロジスティクス研究会の平岡英介氏があいさつし、「講師・清水氏は大学の端艇部の後輩で、大企業の副社長となった人物。リーマンショック後、会社の倒産から企業の立て直しを図ってきた。経営者にとって参考になる話をお聞かせ願えると思う」と述べた。

大企業経営者から学ぶ

輸送現場は「人が財産」

清水氏は講演で、まずコロナ危機による航空業界への影響に言及し、右肩上がりに上昇していた輸送実績がコロナ禍の影響で大幅に減少し、社員の出向を行うなど厳しい状況に直面したと説明。

また、航空業界の課題として、カーボンニュートラルへの対応や、グラウンドハンドリングをはじめとする人材不足への対応などを挙げ、今後の戦略について解説した。

さらに、同氏は2010年の経営破綻時を振り返り、当時の経営の厳しさとともに、会長に就任した稲森和夫氏のもとで会社再生に取り組んだエピソードを紹介した。

その上で、輸送の現場では「人が財産」と強調。自動化で将来的にはパイロットや運転者がいらなくなるのかもしれないが、それまでにはまだ時間を要することから、それまでは社員がどれだけ本気で前向きに、安全を守り良いサービスをするかが重要と指摘した。

研修会後、合同で懇親会を開催した。

東ト協

専門部会が合同開催

特車許可・基準緩和に関する研修会

東ト協の特殊車両関係各専門部会と関東トラック協会海上コンテナ部会、関東・甲信越重量部会は10月16日、東ト総合会館で、合同の「特殊車両通行許可制度及び基準緩和に関する研修会」（Web併用）を開催し、会場・Webを合わせて各部会の会員事業者約180人が参加した。

研修会第1部では、パシフィックコンサルタンツのデジタルサービス事業本部技術顧問・江田重之氏が「特殊車両通行許可制度について」と題して講演。特車通行許可制度の歴史や道路の老朽化の現状について説明した後、特車通行許可制度と令和4年4月から本格運用された特車通行確認制度のポイントについて解説した。

制度に基づき適正通行を

昨年から運用を開始した確認制度では、事前登録を受けた車両は即時通行可能となるが、通行経路が道路便覧にない場合には、許可制度での申請が必要であり、手数料が割高となるなどの問題で利用が進まない状況にあるため、改善が進められていると説明。

また、自動軸重計による違反車両の実態把握が進められており、これにより、違反取り締まりや違反者への指導措置が強化されているとして注意を促した。

研修会第2部では、関東運輸局自動車技術安全部技術課・深江智貴氏が「基準緩和認定要領等について」と題して講演。基準緩和自動車の認定要領の一部改正により、安全性優良事業所（Gマーク）認定を受けている事業所からの申請は、条件追加により期限がなくなるなど緩和期限の延長や、申請提出書面の一部簡素化、変更申請から変更届け出への変更などについて説明した。

また、基準緩和自動車の認定要領や申請書面の様式、必要書類一覧などの関連情報については、国土交通省ホームページで公開されていることから、活用して適切に対応するよう呼びかけた。

木材専門部会

輸送秩序確立に努力 経営改善へ情報提供

（10月12日、ホテルイースト21東京・海老原雅巳部会長）

令和4年度事業報告・収支決算と5年度事業計画・収支予算などについて、審議・承認した。

5年度事業計画では、安全輸送および事故防止に関する取り組みとして、違法な営業類似行為をなくすなど、輸送秩序の確立に向けて努力するほか、安全性評価事業（Gマーク）の認定取得を促進するため、啓発活動を推進する。

また、環境や経営改善への取り組みとして、環境対策に関する各種支援・制度に関する情報提供やグリーン・エコプロジェクトを推進するほか、「2024年問題」対策などに関する情報を提供する。

このほか、研修会の開催や運賃原価の研究などを行った。

東ト協 専門部会 総会

東ト協関係28人が受賞

関運局 自動車運転者表彰

関東運輸局は10月19日、横浜市の神奈川県立青少年センターで、令和5年「自動車運送事業運転者表彰式」を開催し、東京都トラック協会関係では28人が受賞した。

今年度の受賞者は、同局管内1都7県のトラック部門102人、バス部門200人、ハイヤー・タクシー部門34人(うち法人20人)の合計336人。トラック部門を代表して、多摩運送(多摩支部)所属の佐々木則幸さんに、勝山潔局長から表彰状が授与された。

勝山局長は式辞で、「自動車運送事業が利用者に信頼され、社会生活の向上と経済の発展に貢献してきたことは、受賞者の努力や卓越した技量の賜物だ」と功績を讃えた。

その上で「2024年問題などにより、自動車運送事業に従事するドライバーの人手不足が深刻な問題となっている。ドライバーの労働条件の改善に資するトラックの取引環境適正化などを進めており、引き続き、皆様のような優秀なドライバーが増えることを期待して、関係省庁や業界団体と連携を図りながら、人手不足の解消や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていきたい」と述べた。

さらに「道路交通環境が変わってきているが、引き続き他のドライバーの模範として、安全運転をお願いする」と求めた。

表彰式には来賓として、関東トラック協会の浅井隆会長(東ト協会長)らが出席。神奈川県バス協会の堀康紀会長、警視庁交通部の大窪雅彦交通部長(代読・川嶋泰雄管理官)が祝辞を述べた。

東ト協関係の受賞者は次の通り(敬称略、カッコ内は会社名・支部名)。

齋藤邦和(丸中・中央)▽吉野誠(TAKAIDOクールフロー・杉並)▽植木伸一郎(同)▽田中善宗(同)▽渋谷弘美(アドバンス芙蓉・板橋)▽大橋幸雄(同)▽田代光子(同)▽吉田俊佑(北斗システム輸送・板橋)▽鈴木秋雄(同)▽赤池覚(DNPロジスティクス・北)▽細貝聖一(田口運送・北)▽大和田一雄(同)▽佐藤善之(福山通運・深川)▽妙加谷信彦(同)▽神田宣也(ALSOK関東デリバリー・足立)▽丸山薫(トラスト・ウィン・多摩)▽宮下公孝(同)▽山﨑敏之(三星・運送・多摩)▽鈴木弘行(同)▽佐々木則幸(多摩運送・多摩)▽浅井高行(同)▽渡辺正美(同)▽野崎進一(同)▽柳沢明(同)▽粟ヶ窪奨(中央車輌輸送・多摩)▽小林康博(同)▽柳川順一(同)▽知念政幸(東京ユニオン物流・多摩)

事業用貨物車 死亡事故が2割増加

交通事故統計 警察庁 9月末累計

警察庁の「交通事故統計」(9月末累計)によると、事業用貨物自動車・第一当事者の死亡事故件数(軽貨物車を除く)は143件で、前年同期比25件(21・2%)も多く、大幅に増加している。

車種別では、死亡事故件数が最も多い大型車は81件で同14件(20・9%)多い上、中型車は42件で同17件(68・0%)増え、大幅な増加が続いている。一方、準中型車は15件で同6件(28・6%)減少し、普通車は5件と前年同期と同数だった。ただ、中型・準中型・普通車の3車種合計では62件で同11件(21・6%)増加している。

月別(4車種合計)にみると、特に1月が22件(前年同月比2・8倍)、4月が17件(同1・9倍)といずれも大幅に増加している。さらに、最近も8月が20件(同42・9%)、9月が21件(同40・0%)で2か月連続で増加している。

一般車を含めた死亡事故件数は、9月末累計で1827件で前年同期比50件(2・8%)の小幅な増加となっている。

トラック事故速報 死亡事故

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通環境G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページで PDF データも掲載しています

◎運行中は前方だけでなく、左右、後方を含めた周囲の交通状況にも注意を払うこと。

日　時	10月13日(金)　9時39分頃発生(晴天)
場　所	台東区内(国際通り)
当事者	①原動機付自転車(男性70代死亡)×②事業用大型貨物車(男性30代) 順番は過失の軽重を示すものではありません
状　況	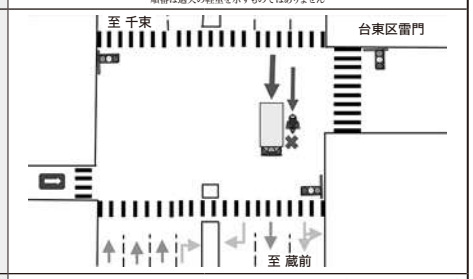
概　要	事業用大型貨物車が国際通りを千束方面から蔵前方面に第2車線を進行中、同方向へ併走中の原動機付自転車と衝突し、轢過したもの。

◎信号機の無い交差点において右左折を行う際は、指差し呼称などによる安全確認を徹底するとともに、歩行者、自転車を優先すること。

日　時	10月17日(火)　15時24分頃発生(晴天)
場　所	足立区内(鳩ヶ谷街道)
当事者	①自転車(女性70代死亡)×②事業用大型貨物車(男性40代) 順番は過失の軽重を示すものではありません
状　況	
概　要	事業用大型貨物車が、信号機の無い交差点を鳩ヶ谷街道から西伊興方面に左折進入した際、横断歩道を左方から右方へ進行していた自転車に衝突したもの。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

令和5年9月末 年間累計

			安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1当件数	66	54	16	7	0	13	4	0	0	43	203
		関与事故件数	64	40	25	7	0	13	5	0	0	93	247
		(前年比)	−9	+10	−2	+4	−1	+4	+4	±0	±0	+6	+16
	中型	1当件数	53	36	16	10	0	15	5	0	0	38	173
		関与事故件数	54	32	21	10	0	14	6	0	0	73	210
		(前年比)	+9	−11	−2	+6	−1	−2	−2	±0	−1	±0	−4
	準中型	1当件数	103	73	34	7	2	19	9	0	1	75	323
		関与事故件数	110	71	41	7	2	16	9	1	1	175	433
		(前年比)	+20	+10	−7	−6	−1	−6	+4	±0	+1	+32	+47
	普通・軽	1当件数	323	155	138	25	19	46	15	3	1	116	841
		関与事故件数	347	150	172	25	18	44	16	5	1	338	1,116
		(前年比)	+23	+21	+1	−1	±0	+8	+9	+3	−1	−75	−12
	合計	1当件数	545	318	204	49	21	93	33	3	2	272	1,540
		関与事故件数	575	293	259	49	20	87	36	6	2	679	2,006
		(前年比)	+43	+30	−10	+3	−3	+4	+15	+3	−1	−37	+47
死者数	大型貨物車(1当)		1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	5
	中型貨物車(1当)		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	準中型貨物車(1当)		1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4
	普通・軽貨物車(1当)		0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	4

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

営業用トラック関与の交通事故の特徴

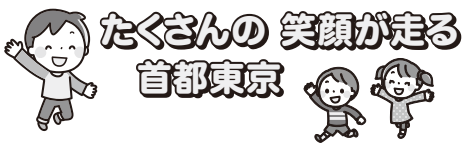

令和5年9月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は2万2,753件で、前年同期比717件増加し、死者数は91人で前年同期比1件増加となった。

営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は2,006件で、前年同期比47件増加し、死者数は15人で前年同期比7件増加となった。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が246件で前年同期比1件減少し、死者数は3人だった。

違反別では、安全不確認による関与事故件数が575件で、前年同期比43件増加となっている。

関交協 オリジナル冊子

トラックドライバーのための危険予知トレーニング

関交協では、運送事業者の皆様とともに交通事故削減を課題とし様々な事故防止支援を行っております。

当組合発生の事故事例の類似交通場面を画像で例示し、分析＆解説した冊子を作成いたしました。

国土交通省 事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた、取り組むべき課題「危険予知トレーニング用視聴覚教材による事故防止活動の推進」に則した指導・教育に本冊子をご活用ください。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03-5337-1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

関東交通共済協同組合

東ト協連 第39回 運賃動向調査

収受運賃「低い」84%も

値上げ3割強と大幅に改善

東京都トラック運送事業協同組合連合会はこのほど、第39回「運賃動向に関するアンケート調査」結果をまとめた。

それによると、現行の収受運賃・料金は「希望より低い」との回答が依然多いが、「2024年問題」で輸送力不足の懸念が強まる中、値上げを実現した事業者が増えている。

調査対象時期は7月31日時点。回答数は168事業者（以下、回答割合は各設問の有効回答に対する構成率、増減は今年1月の前回調査比）。

現行の収受運賃・料金は希望より「少し低い」（44・2%）が最も多く、これに「低い」（35・2%）、「極めて低い」（4・8%）を加えた『低い』全体では84・2%と多いが、前回より1・6ポイント減少する一方、「希望通り」（15・2%）が1・0ポイント増えた（グラフ①）。

『低い』と回答した事業者が希望する割増率は、「10%以上～15%未満」（38・4%）が最も多く、以下、多い順に「5%以上～10%未満」（27・5%）、「15%以上～20%未満」（20・3%）、「20%以上」（10・9%）。

燃料サーチャージ制に関しては「導入したことがない」（62・0%）が最も多いが、「導入している」（20・5%）が前回より2・9ポイント上昇している。

最近半年間の収受状況は、「特に変化はない」（64・6%）が依然最も多いが、前回より12・4ポイントの大幅な減少。一方で「値上げになった」（31・7%）が11・7ポイント上昇と大幅に改善した。

これから半年後の収受状況については、「特に変わらないと思う」（66・1%）が引き続き最も多い。ただ「値上げができるだろう」（24・2%）は1・1ポイント低下とやや減少した。

「標準的な運賃」に関しては、既に「届出をした」（77・2%）が前回より5・9ポイント増加し、「これから届ける予定」（9・9%）を加えると87・1%に上り、9割近くに達する（グラフ②）。

「届出をした」「これから届ける予定」と回答した事業者の荷主などとの交渉状況は、「交渉した」（30・0%）が前回より7・0ポイント、「これから交渉する予定」（29・3%）は2・6ポイントそれぞれ増加。一方で「交渉しない」（27・9%）と「交渉できない」（12・9%）が合わせて40・8%と約4割もある。

荷主などと「交渉した」結果は、「継続し交渉中」（40・5%）が7・9ポイント減少する一方、適用を「認められなかった」（40・5%）が17・9ポイントの大幅な増加。「認められた」（14・3%）は11・5ポイントも減少しており、交渉の厳しさをうかがわせる。

今回から新たに「2024年問題」対応に関して調査。「手立ての方法・手段が見つからない」（34・0%）が最も多いが、「一部対応策を実施（検証・試行中を含む）」（32・7%）と「荷主と協議中」（31・4%）が同程度あり、「対応済み」（1・9%）はわずかだった。

このうち、「一部対応策を実施」と「荷主と協議中」の事業者における対応策としては、「荷待・待機時間の削減」（28・1%）が最も多く、次いで「荷役時間の削減」（19・1%）、「高速道路・フェリーの積極利用」（14・0%）、「トラックドライバーの増員」（11・8%）だった（グラフ③）。

グラフ① 現行収受運賃料金と希望との乖離状況（カッコ内回答数）

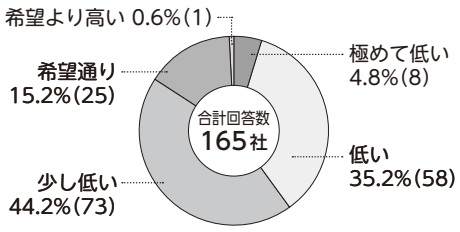

グラフ② 「標準的な運賃」の届出状況（カッコ内回答数）

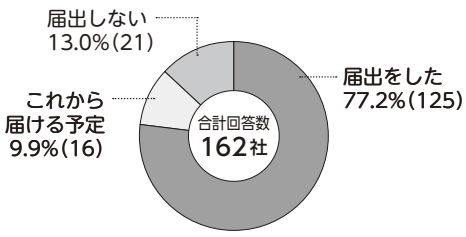

「2024年問題」対応

手立て見つからず34%

グラフ③ 2024年問題に対する対応策（カッコ内回答数）

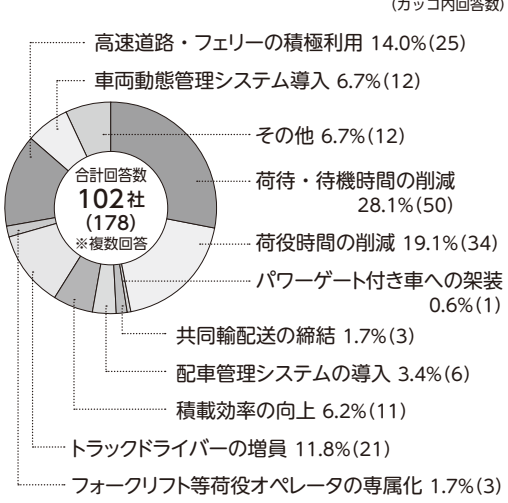

全ト協

危険物荷卸し時相互立会いキャンペーン

全日本トラック協会タンクトラック・高圧ガス部会は11月1日から14日まで、令和5年度「危険物荷卸し時相互立会い推進全国一斉キャンペーン」を実施する。

危険物の荷卸し時における混油やオーバーフローなどの事故防止に向けて、消防法などで義務付けられている「相互立会い」による確認を徹底するため、石油連盟・全国石油商業組合連合会との共催により、毎年行っているもの。

キャンペーンでは、荷卸し時における①納品書の確認、②荷卸し前タンク在庫量と荷卸し数量の確認、③荷卸し順序の確認、④注油口（油種・数量）とホースの結合（緊結）状況の確認、⑤荷卸し後タンク在庫量の確認、⑥受領書・荷卸し確認書の確認――を徹底するよう呼びかける（写真＝キャンペーン啓発チラシ）。

11月1～14日

厚労省

アルコール関連問題啓発週間

11月10～16日

厚生労働省は、令和5年度「アルコール関連問題啓発週間」（11月10～16日）を実施する。

これに伴い、同週間の実施要綱に基づき、関係省庁や地方公共団体、関係団体・事業者などと協力し、アルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒の防止などに関する広報・啓発事業を実施する。あわせて、関係省庁を通じて関係団体に対し、同週間の周知に取り組むよう協力を呼びかけている。

なお、同週間は「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、毎年11月に実施されているもの。

厚労省 11月

「過労死等防止啓発月間」

厚生労働省は、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」などを実施する。

シンポジウムは、「過労死等」の防止に向けた周知・啓発を図るため、全国47都道府県48会場で実施するもの。都内では11月8日に東京中央会場（千代田区のイイノホール）、同21日に東京会場（杉並区のワイム貸会議室荻窪2階RoomA・B）でそれぞれ開催。参加費は無料。

また「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払い残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」（☎0120・794・713）を開設し、労働基準監督官が相談に応じる。このほか、「過重労働解消のためのセミナー」（来年1月にかけて50回オンライン開催）なども実施する。

詳細は、厚労省ホームページを参照。

過重労働の解消に向けて

動向ファイル

◇9月分◇

●**東京都**、「運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」による支援金の申請受付を開始する。燃料価格高騰の影響を受けた中小の貨物運送事業者などに支援金を交付するもので、申請受付は12月28日まで（1日）

●**東京都トラック協会**、東京都議会各党に対し、令和6年度「東京都への特別要望」を提出し、「物流の2024年問題」をはじめ業界課題の克服に向けて、要望実現を働きかける（4日と6日）

●**政府**、ガソリンや軽油などの燃料価格高騰を抑制するため、新たな激変緩和措置を発動する。これまで実施してきた補助金を10円程度上乗せし、レギュラーガソリン1リットル175円程度に抑制するもので、年末まで継続する方針（7日）

●**第2次岸田第2次改造内閣**、発足する。国土交通大臣は斉藤鉄夫衆議院議員（公明党）が再任（13日）

●**東ト協**、渋谷区・代々木公園で「トラックフェスタTOKYO2023」を開催。1万3000人を超える多くの都民が来場し賑わう（17日）

●**関東トラック協会**、令和6年度・第66回事業者大会を群馬県高崎市で開催する。コロナ禍に伴い、事業者大会の開催は4年ぶり（20日）

●**岸田内閣総理大臣**、東ト協・浅井隆会長が社長を務める株式会社浅井の事業所を視察し、事業経営者やドライバーとの車座対話を行う。「物流の2024年問題」対応を推進する観点から、現職の総理として初めてトラック運送業の現場を視察する（28日）

●**国土交通省**、大型車の車輪脱落防止「令和5年度緊急対策」を自動車関係団体に通知し、取り組みを求める（29日）

お祝いの花 / 突然のご供花
祝賀会などのお祝い会場装飾は、
私たちにお任せください !!!!
YOUKAEN
お問い合わせ先 担当：法人営業部
TEL 03-3706-4187
WEB ohanano-madoguchi.com
＼東京都トラック協会会員様特典／
会員様特別割引 最大 20%OFF
※特典割引は、東京都23区及び、多摩地区一部地域のお届けに関しましては単価10,000円（税別）以上でご利用可

坊巷透話

ルポライター 飛鳥井 恭司

通潤橋が国宝に 土木構造物で初めて

身近なところの文化財情報

橋の中央部から勢いよく水が吹き出す放水の大迫力。観光名所ともなっている熊本県山都町の通潤橋が9月25日に国宝になった。文化財審議会が今年6月23日に国宝に指定するよう文部科学大臣に答申していた。

指定理由は、近世水利土木施設の到達点を示す近世石橋の傑作として評価されたこと。精緻で独創的なつくりの高石垣と、実証実験を重ねて耐久性を高めた石造のサイホンを一体化した、技術的に完成度の極めて高い近世石橋という。このような土木構造物の国宝指定は全国で初めて。

通潤橋は高さ約21・3㍍、長さ約78・07㍍、幅約6・6㍍で、アーチ輪石間が約26・5㍍。ペリーが浦賀に来航した1854(嘉永7)年8月に竣工した近世最大級の単一アーチ式の石橋水路橋である。橋の上は平坦で3列の石畳が並んで人が通れるようになっていると思ってしまうが、実はそれらは水を通すための石造りの通水管。

この橋は谷を越えて水を白糸台地の水田に流すために造られたものだ。2016(平成28)年の熊本地震、2018(平成30)年の豪雨災害を乗り越え、竣工170年を経た今も使われている。

水を供給するため渓谷をまたぐように石造アーチを架け渡しているが、それを支える石垣が圧巻。熊本城の石垣に使われている鞘石垣の技術などを駆使し、耐震性を高めた精緻な高石垣である。

鞘石垣は、石垣を支えるため両岸の橋台部に付けられている裾広がりの石垣のこと。壁面を横から支える突っ張り棒の役割を担っているという。通水のための石管は水圧に耐えるためだ。当初は木製の樋を使おうとしたが、水圧に耐えきれず噴き破られたという。水の供給側から低い谷を越えて、他方の高い土地に水を導くために通水管をU字型のサイホン構造にする必要があり、その大きな落差の水圧に木製では耐えられなかった。石管のつなぎ目には、この地方の土蔵に使われている強度の高い漆喰を使っている。

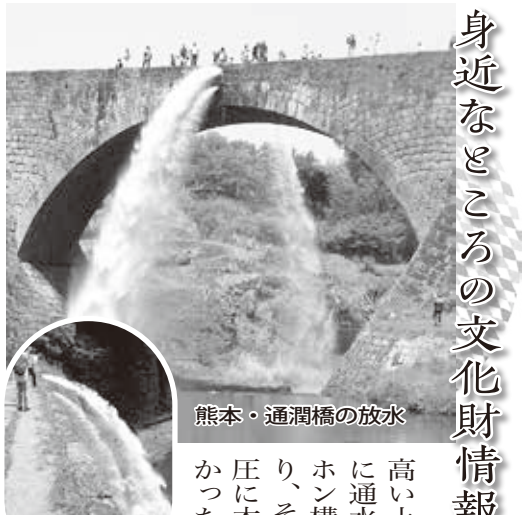
熊本・通潤橋の放水

〝推し〟を見つけるのも楽しみ

見せ場となっている放水は通水管の〝弱点〟の解決策だが、それが観光の目玉となった。送水側からの水がどうしても土砂を運んで流れてくるため、管を詰まらせる。それを防ぐために通水管に穴をあけ、栓を打ち込んで楔締めにしておき、土砂を流す時に開栓して土砂を吐き出す。その様子が3筋の〝瀧〟となって出現となる。

長崎の眼鏡橋、鹿児島の甲突5橋など九州地方は有名な石橋が多く存在するが、熊本県には全国最多の石橋が存在する。その多くは農村に架けられたもので、そこでの生活によって積み重ねられた地元の人々の経験や知恵が「比類なき技術」を生み出す元になった。農村文化の表れともいわれている。通潤橋も地元の惣庄屋が中心となって建造した。

ところで、今年の夏は記録的な猛暑となり、秋の訪れがどうなるのか、最近の季節感は、かつてのようではなくなってきているなどとの声が多く聞かれた。それでも街を歩いていると、どこからともなくキンモクセイの香りが漂ってきてホッとした気分になり、季節感が呼び覚まされる。街歩きにはいい季節になった。

通潤橋に触発されて、久しぶりに文化財の集積地・上野公園に出掛けた。博物館・美術館なども、コロナ禍の時のような事前予約などが必要なくなった。常設展がいつでも見られるのは贅沢なことだ。有名な文化財などをゆっくりと間近に見ることができる。

実物が持っている力を肌で感じ、国宝・重文ばかりに気を取られていると、足元をすくわれる気がしてくる。どのジャンルでも気に入ったり気になったりするものがあるし、今はやりの推しを見つけるのも楽しい。

東京都は「東京都文化財ウィーク2023」を11月30日まで開催しており、10月28日から11月5日までは特別公開事業が行われている。都内にある文化財を身近に感じてもらおうと、公開事業と特別展、講座などの企画事業の二本立てだ(事業の詳細は都教育委員会ホームページを参照)。身近なところにも、文化の香りがあることを気づかせてくれる。

東京国立博物館本館

国立西洋美術館の前庭

ポケット

祭りを見ながら一杯

今回は「川越まつり」に行ってきました。10月半ばの川越は、秋の夜風がとても心地が良かったです。

川越は「小江戸」と呼ばれ、本川越駅から十数分歩いた所にある蔵造りの町並みや時の鐘が有名で、日中は多くの観光客が訪れています。

お祭りでは、その蔵造りの町並みを精巧な人形を乗せた豪華な山車が行き来します。8㍍の山車はなかなかの迫力です。見所は「曳っかわせ」で、交差点などで山車同士が出会うと、囃子と踊りを競い合います(写真)。

本川越駅駅前は、既に多くの人でにぎわい、前に進めないほどでした。駅前を離れ、昔ながらの商店街に入っていくと、地元のお店が軒先で焼き鳥などを焼き、ご近所や常連さんがお酒で顔を真っ赤にして楽しんでいます。お祭りも町内の人たちが支えているのでしょう。町名の入った法被を着た人が忙しそうに行き来していました。

大きな祭りを毎年準備するのは大変なのでしょうが、年に一度みんなで集まって何かをする文化があるのは、何だかうらやましく感じます。

時の鐘のあたりで山車を見ようと思ったのですが、あまりにも人が多くて断念。少し裏通りに入ったところでも山車が出ていたので、のんびり眺めることにしました。周りは家族連れ、カップル、友人同士などが多く、屋台で食べ物を買ったり、縁石に座っておしゃべりをしたり、山車を眺めたり、スマホにおさめたりと、思い思いにお祭りを楽しんでいるようでした。

古くからのお祭りだと、目を引くイベントなどはあまりないでしょう。人混みが苦手だと足が遠退くかもしれません。ただ、夜の人や町の様子を眺めながら一杯やるのは、何だかとても落ち着きますし、満たされた気分にもなります。年に一回は、近くのお祭りに足を運んでみませんか。

SOMO SOMO KIKOU 第30回 そもそも紀行 ライター 八街千尋

川越の夜を満喫する

あちこち見て ある記

日本文化を発信 ハナミチ東京 歌舞伎町

日本政府観光局によると、2023(令和5)年8月の訪日外客数は215万6900人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019(令和元)年同月と比較して、8割を超えるまでに回復しているそうです。街を行き交う外国人旅行者の姿が多くなったと実感するのではないでしょうか。

新宿歌舞伎町に10月オープンした「ハナミチ東京 歌舞伎町」は、日本文化を歌舞伎町から発信することを目的に、和をテーマとした江戸の衣・食・劇を1か所で楽しめる、新たなランドマークビルとなっています。

山手線内唯一となる大衆演劇が楽しめる新世代大衆演劇場「歌舞伎町劇場」と、着物と和装のレンタルショップ、1964(昭和39)年創業の純喫茶「珈琲西武本店」が先行してオープン。

さらに、11月には「江戸時代にフードコートがあったら」というテーマの、フードコートが営業を開始する予定です。江戸の街並みの中、寿司・天ぷら・そば・うなぎなどの食事が楽しめるそうです。

ハナミチ東京 歌舞伎町

ハナミチ東京 歌舞伎町
住所：新宿区歌舞伎町1-6-12

三丁目

取り巻く環境も世話の仕方も、今と昔では随分違うので戸惑っているよ――もうすぐ孫が生まれる当時の知人のぼやき◆地元自治体発行の『祖父母手帳』という冊子で勉強しているとか。『母子健康手帳』は知っていたが祖父母手帳は初耳。その普及は日本助産師会出版物がきっかけだったようだ◆育児の方法や考え方などは時代とともに変化している。父母世代と祖父母世代が世代間ギャップを埋めながら互いに理解を深め、育児に向き合うツールが祖父母手帳だという◆たとえば「抱き癖は気にしなくて良い」「うつ伏せ寝よりも仰向けで」などといった育児の〝今と昔の違い〟も収録されているそうだ。核家族化や少子化が進む現代社会では、歓迎すべき「手帳」である◆〝子ども虐待〟の痛ましいニュースが後を絶たない。背景には家族のあり方や社会環境の変化などがあるのか。怒りを通り越して無力感に襲われる◆「手帳」の活用で、まずは良好なコミュニケーションを。今月に入り、知人宅にはかわいい女の子が誕生した。知人は「手帳」を片手に息子夫婦と孫育てを楽しんでいる。